

匿名データの作成に係る匿名化処理基準（改定案）

○統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）

I 調査共通で行う処理

1 提供しない調査項目等

調査対象を特定する危険性の高い識別情報である世帯や居住地が、直接的に特定できる調査項目等（氏名、住所、出生の年月、実査で使用した調査区番号等）を削除する。

① 個人が特定できる調査項目等

- ・氏名
- ・出生の元号・年・月（年齢換算して提供（量的変数の扱い））

② 世帯が特定できる地域情報（番号）

- ・調査区番号など（市区町村よりも詳細な情報）

③ 現住居以外の地域情報

- ・以前住んでいる場所、従業している場所、通学している場所など

④ 直近の災害等に関する調査項目

2 調査対象の削除

調査票情報において、提供する地域情報等ごとの出現頻度が低く特定される可能性のある調査対象又は変数を削除する。

① 世帯人員に関する削除処理

- ・世帯人員において、累積の構成割合がしきい値を超えた人員のいる世帯
- ・同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯

3 調査票情報のランダムソート（調査対象の配列順の並べ替え）

調査票情報の配列順をランダムに並べ替える。（統計調査の実査時の調査対象を探り出すことができないようにすることができる。）

① 実査で使用した調査対象が特定できる識別情報（番号）

- ・世帯番号、住宅番号が該当

II 調査項目の内容や性質によりしきい値を設定し処理（量的変数、質的変数）

提供する地域ごとの調査項目の分布において、設定したしきい値よりも出現する割合又は度数が少ないなど調査対象を特定できる可能性が高くなる変数について、調査項目の内容や性質と統計調査の目的との関係性を考慮して、匿名化処理を検討する。

1 量的変数

（年齢、階数、面積、回数、時期（〇年〇月）、期間（〇年〇か月）、時間、金額などが該当）

① 原則として、累積の構成割合がしきい値を超えた変数について、トップ/ボトムコーディング

- ・しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。
- ・単位にも留意する。

② ①に加えて、分布状況から匿名化処理を行う変数について、リコーディング（階級区分）

- ・しきい値、本体集計で使用している区分、有用性等を考慮し、階級幅を決定する。

③ 他の変数の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる変数について、トップ/ボトムコーディング及びリコーディング（階級区分）

2 質的変数

① 意識を問う調査項目は、そのまま提供する。（「なぜですか?」、「～したいですか?」などが該当）

② 設定したしきい値を下回る場合にはリコーディング又は調査対象の削除を検討する。

- ・しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区分別に検討する。
- ・「不詳」又は「不詳」に相当する区分は、リコーディングしない。
- ・「その他」は、原則としてリコーディングしない。
（ただし、「その他」以外の区分にリコーディングの対象となる区分がない場合は、「その他」とリコーディングすることは可）
- ・分類区分を統合する場合は、本体集計で使用している区分より粗い区分を採用する。
（匿名データ独自の分類区分を作り出さない。）

○統計調査の特性に応じた、各調査独自で行う処理

Ⅲ 各統計調査で独自に行う処理	
1 提供する地域 (市区町村以上の情報)	各統計調査において、提供する地域（都道府県番号、市区町村番号）を決定
2 サンプルング・リサンプルング率	<p>調査票情報を全て提供するのではなく、そこから抽出した一部の調査票情報だけを提供する。これにより、提供する調査票情報が少なくなり、調査対象を特定できる可能性を低下させることができる。</p> <p>【国勢調査】一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に1%</p> <p>【社会生活基本調査】世帯単位に80%</p> <p>【就業構造基本調査】世帯単位に80%</p> <p>【住宅・土地統計調査】住宅単位に10%</p> <p>【労働力調査】世帯単位に80%（但し、沖縄県は20%）</p> <p>【全国消費実態調査】世帯単位に80%</p>
3 集計用乗率	調査対象（世帯、個人等）が特定される場合は再付与する。（住宅・土地統計調査、全国消費実態調査）
4 世帯・個人識別情報の匿名化	<p>統計調査ごとの特性により調査対象（世帯、個人等）が特定される場合は匿名化の処理を行う。</p> <p>【国勢調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母集団対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯の削除 ・父子世帯の削除 ・子供の数が多く（地域別）、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除 <p>【社会生活基本調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子世帯の削除 <p>【住宅・土地統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯の削除 <p>【労働力調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛官及び受刑者のレコードを削除 ・転出及び死亡のレコードを削除 <p>【全国消費実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯票と家計簿が揃っていない世帯を削除
5 攪乱処理	<p>2つの調査対象の間で、一部の調査対象又は調査事項の値を入れ替える。</p> <p>【国勢調査】スワッピング</p>